
相続を知ろう

早わかり！相続対策のポイント

第24回：生前贈与を受けた場合の手続き

作成：東海東京ウェルス・コンサルティング

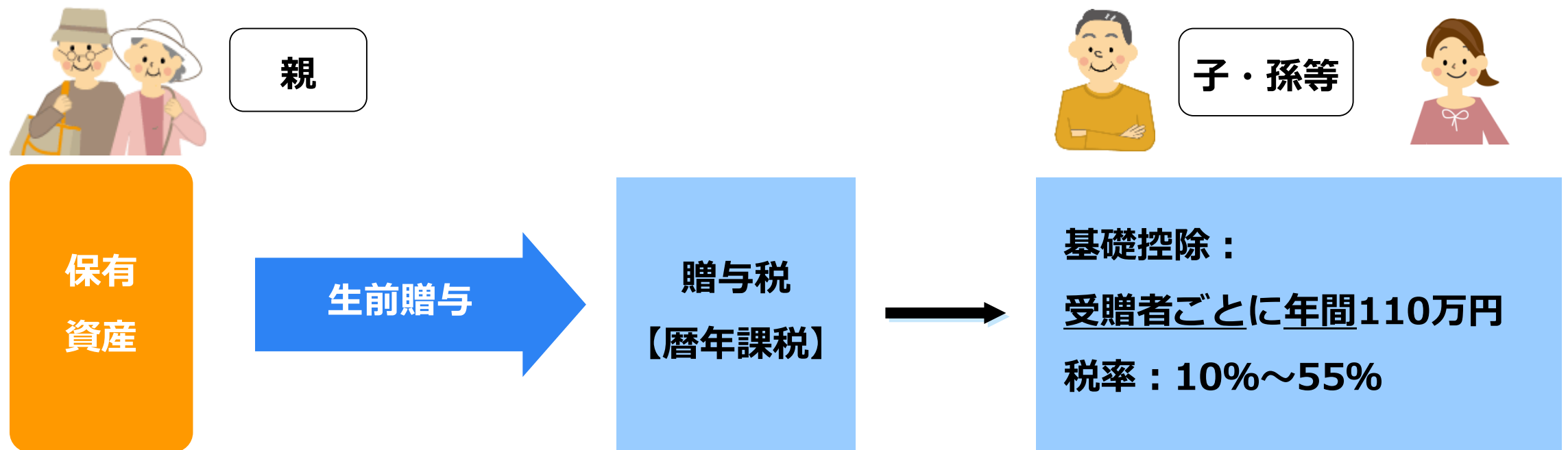
1. 生前贈与を受けた場合の手続き

贈与税の申告はどうしたらいいのかな？

誰がいつ申告するの？



2. 贈与税（暦年課税）の申告と納税が必要な場合



■ 贈与税はもらった方に課税される税金です

【暦年課税】

基礎控除110万円を超える場合、

贈与税の申告・納税が必要となります。

年間110万円以内であれば申告・納税は不要です。

3. 贈与税の申告と納税



◆贈与税の申告

贈与税の申告が必要な場合、**贈与があった年の翌年2月1日～3月15日**までに所定の申告書等を**受贈者の住所地の所轄税務署**へ提出。

なお、「相続時精算課税」「居住用不動産の贈与に係る配偶者控除」「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置」等、贈与税の非課税の特例を適用する場合は、贈与税の納税がない場合でも申告が必要となります。

◆贈与税の納税

受贈者が贈与があった年の**翌年3月15日までに金融機関等で納付。**

※詳しくは国税庁のホームページでご確認いただくか、所轄税務署へお尋ねください。

【 当資料の利用に関する留意事項 】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は令和4年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介しますこともできますのでご相談ください。

【 金融商品取引法に基づく留意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会